

「美祢市病院等事業食事サービス提供業務」に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「美祢市病院等事業食事サービス提供業務」に係る受託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 事業内容

(1) 業務名

美祢市病院等事業食事サービス提供業務

(2) 業務内容

ア 食事サービス提供業務とし、詳細については仕様書（別紙）を参照のこと。

イ それぞれ施設の特徴（規模等）に沿って、現行のサービスを低下させず、危機管理等に十分配慮すること。

ウ 令和6年4月1日までに物品、人員等を準備し、現契約業者と業務内容の引き継ぎを終え、令和6年4月1日から各業務を遂行できる体制を整えること。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日（長期継続契約）

※ ただし、期間内に、施設の建て替え等により公共の用に供することができなくなった場合、支出予算の減額又は削除があった場合、又は、契約に定める事項に違反又は履行を怠った場合は、期間中であっても契約を変更又は解除することができる。

なお、受託者は、契約の変更又は解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を委託者に請求することができない。

(4) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式（価格面と企画内容を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。）

(5) 履行場所

ア 美祢市立病院 美祢市大嶺町東分 11313 番地 1

イ 美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢

（美祢市立病院併設）美祢市大嶺町東分 11313 番地 1

3 参加資格要件

申込者は、次に掲げる条件をすべて備えていることを必要とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）を遵守すること。

- (2) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (3) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する医療関連サービスマーク認定事業者であること。
- (4) 県内公的病院での直近 3 年以上の受託実績があること。200 床規模以上の病院の実績が望ましい。
- (5) 県内に本社、支店もしくは営業所があること。
- (6) ISO9001 認定業者が望ましい。
- (7) 指定品目について、市内の事業者より調達できること。
指定品目 … 米、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営運営に関係しない者であること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	項目	日時または期限等
1	プロポーザル公募開始	令和 5 年 11 月 1 日（水）〔予定〕
2	質問書の受付期限	令和 5 年 11 月 13 日（月）
3	質問への回答期限	令和 5 年 11 月 17 日（金）
4	参加申請書及び添付書類の提出期限	令和 5 年 11 月 27 日（月）
5	参加資格要件の確認	令和 5 年 12 月 1 日（金）
6	企画提案書の提出期限	令和 5 年 12 月 11 日（月）
7	プレゼンテーション審査(ヒアリング)	令和 5 年 12 月 18 日（月）〔予定〕
8	選定、非選定通知	令和 5 年 12 月 28 日（木）〔予定〕

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加申込及び企画提案に関する提出書類及び業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限
 令和 5 年 11 月 13 日（月） 17 時まで

(2) 提出先及び方法

美祢市病院事業局管理部経営企画室（以下、「経営企画室」という。）へ電子メールにて質問書（様式第7）を提出すること。

※ 質問した場合は、必ず経営企画室に電話等で送信した旨伝え、着信したことを確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、集約したうえで、質問者名を伏せて令和5年11月17日（金）までに本事業局ホームページに掲載する。

なお、質問書に対する回答は、回答の内容に応じて、本実施要領又は仕様書の修正と見なす。

6 参加申込の手続

(1) 参加申込提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び美祢市契約規則等の各規定を理解した上で、参加申込書及び下記添付書類を各1部提出すること。

ア 参加申込書（様式第1）

イ 会社概要書（様式第2）

※ 財務諸表を含む。

ウ 業務実績（過去5年以内のもの）（様式第3）

※ 同種業務を履行した（又は履行中）と証する書類（契約書の写し等、契約金額は黒塗りすること）及び業務内容が確認できるもの（仕様書の写し等）を添付すること。

※ 業務実績が複数ある場合は、直近又は同規模以上（200床程度以上）の2契約分を提出すること。

エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4）

オ 業務実施体制表（様式第5）

カ 委任状（様式第6）

キ 医療サービスマーク認定書、ISO認定書等の写し

ク 印鑑登録証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）

ケ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）

コ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）

(2) 提出期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月27日（月）まで

(3) 提出先及び方法

経営企画室へ持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、9時から17時まで（土・日曜日、祝日を除く）に提出すること。

7 参加資格要件の確認

- (1) 参加申込書を受理した全ての者を対象として、実施要領等に適合しているかどうかについて、全ての施設に係るものは経営企画室において、いずれかの施設のみ限定されるものは各施設事務部において、事前審査を行い、その結果を「美祢市病院等事業における業務委託等運営事業者選定委員会設置要綱」（以下「選定委員会」という。）に報告する。

選定委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、上記要件に適合しないと判断された者は失格とする。

なお、その結果を、令和5年12月1日（金）までに参加申込者へ通知する。

- (2) 参加要件確認の結果、参加資格を有すると認められた者に対しては、企画提案書等の提出の要請を行うとともに、プレゼンテーション（ヒアリング）の日時等について通知する。
- (3) 参加要件確認の結果、参加要件を満たさなかった者に対しては、その旨及びその理由を書面で通知する。

8 企画提案書の提出

- (1) 提案書（A4、形式自由）

業務受託にあたって、事業者が持つ食事サービス提供業務に関する幅広い見識を活かした提案とし、併せて次の内容についても盛り込むこと。

ア 受託業務の運営方針について

イ 受託業務の体制及び業務の効率化について

ウ 人材の確保（地元雇用を含む）の具体的な取り組みについて

エ 従事者に対する調理及び衛生管理等に関する教育・研修体制等について

オ 食材の地元調達について

カ 同種業務の受託実績について

キ その他病院等事業をサポートするにあたっての提案

- (2) 見積書（様式第8）

管理費に係る額とし、施設毎の内訳金額（月額及び年額）がわかるようにすること。

- (3) 書類作成上の留意事項

文字サイズは、10ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

また、企画提案書評価者が、特段の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて

脚注を付記すること。

(4) 提出部数

7部【見積書(様式第8)は1部】

(5) 提出期限

令和5年12月11日(月) 17時まで

(6) 提出先及び方法

経営企画室へ持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、9時から17時まで(土・日曜日、祝日を除く)に提出すること。

9 企画提案等の評価

実施要領7の審査の結果、選定対象となった者には、必要に応じてプレゼンテーション(ヒアリング)を実施させ、次の方法で業務受託事業者を決定する。

(1) 実施予定日時

令和5年12月18日(月) 15時から

(2) 出席者

出席人数は、4人以内とする。

(3) 実施方法

ア 説明は、事前に提出された企画提案書等のみで行うものとする(提出された企画提案書のみプロジェクターで投影可)。

イ 一事業者につき、説明(20分以内)と質疑応答(10分程度)の30分程度を予定

ウ 説明は、主担当者になる予定の者が中心となって行うこと。

エ 実施予定日時は変更になる場合がある。対象者には別途通知する。

10 受託候補者の選定

(1) 選定の方法

選定委員会は、別表評価表に基づく評価の結果、各評価委員の平均点70点以上(100点満点中)の評価を得た提案者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、多数決により選定する。

(2) 選定結果の通知等

受託候補者に対しては、「選定通知書」でその旨を通知する。受託候補者に選定されなかった提案者に対しては、「非選定通知書」でその旨を通知する。

また、本事業局ホームページにおいても選定結果について公表する。その場合、受託候補者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても、名称を伏せて採点結果を

公表する。

11 契約の締結

受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不適當を認められる事態が生じた際は、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合は、本市は、本プロポーザルの審査結果の上位の者から順に契約締結に係る交渉を行うことがある。

12 失格事項

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効・失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加申込書提出の日から契約締結日までの間において、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 期限内に関係書類が提出されなかった場合
- (4) 提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 本プロポーザルの審査に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められる場合
- (7) 各前号に定めるほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

- (1) 参加申込者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本市は、その責任を負わない。配達記録郵便の利用、電話又は電子メールなどで提出確認を行うなどの対策を講じること。
- (3) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 業務引継ぎに係る費用は、受託業者の負担とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は、認めない。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルのみに使用し、目的以外には使用しない。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、美祿市情報公開条例で規定する不開示情報に該当すると認められるもの以外は公開するものとする。

14 問合せ先及び資料等の提出先

- (1) 名称 美祢市病院事業局管理部経営企画室
- (2) 所在地 〒759-2212 美祢市大嶺町東分 11313-1
- (3) 連絡先 TEL : 0837-52-1700
FAX : 0837-52-2067
E-mail : keiei@city.mine.lg.jp

「美祢市病院等事業 食事サービス提供業務」受託事業選定審査に係る評価表

区 分	評価項目	基準点	
		配点	合計点
①患者や家族等来院者 又は職員のニーズへの 対応	患者等からの要望、苦情への対応	5	15
	院内医療従事者との連絡調整対応 能力	5	
	患者・利用者サービス等の考え方	5	
②信頼されるサービスの 提供	業務責任者の現場管理の考え方、従 事員への指導管理体制	5	25
	従事員に対する教育、研修体制	5	
	衛生管理体制	10	
	病院職員への情報提供	5	
③安定的かつ継続的な 事業運営	会社の優位性や特徴、企業理念	5	35
	人材確保の考え方	5	
	適正かつ効率的な人員配置	5	
	前受託者との引継計画	5	
	同種事業の受託実績	5	
	災害、緊急時の対応	5	
	本社の連絡・支援体制	5	
④病院経営の経済性	業務の効率化等、病院等事業全体の 効率化に係る考え方、提案	5	5
⑤地域との関わり	従業員への地元雇用	5	10
	地元食材の調達	5	
⑥委託料	提案に対する見積額の妥当性	10	10
合 計		100	

※「配点」は各評価項目の採点するための目安であり、採点は「合計点」のみで行う。